

定例教育委員会

議

案

議案第16号

坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則の
一部改正について

坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則の一部改正について、次の
とおり承認を求める。

平成26年6月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則

平成26年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則（平成18年坂井市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

坂井市教育支援委員会設置規則

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の年齢及び能力に応じて、かつ、その特性を踏まえた一貫した教育支援を行うために、坂井市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条第2項中「委嘱する」を「委嘱又は任命する」に改める。

第3条第2項中「補充」を「補欠」に改める。

第5条を次のように改める。

（業務）

第5条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- （1）障がいのある児童生徒等の実態の早期把握
- （2）就学猶予及び免除児の実態の把握並びに就学猶予免除の判定
- （3）特別支援学校(級)入校(級)該当児童生徒の総合的検査及び調査並びに就学支援
- （4）特別支援教育に関する啓蒙
- （5）小中学校や特別支援学校に就学した児童生徒等に対する就学支援等の助言

2 委員会は、関係学校(幼稚園)に児童生徒等の就学支援に必要な資料の提出を求めることができる。

第6条中「招集する」を「招集し、委員長が議長となる」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（謝礼）

第9条 医師には、予算の範囲内で謝礼を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則（以下「旧規則」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に改正後の坂井市教育支援委員会設置規則（以下「新規則」という。）

第2条第2項の規定により委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新規則第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則第7条の規定により置かれた専門委員は、この規則の施行の日に新規則第7条の規定により置かれた専門委員とみなす。

坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則(平成18年坂井市教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)
<p>坂井市教育支援委員会設置規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 障がいのある幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の年齢及び能力に応じて、かつ、その特性を踏まえた一貫した教育支援を行うために、坂井市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次の者のうちから坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合は、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第5条 委員会の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 障がいのある児童生徒等の実態の早期把握</p> <p>(2) 就学猶予及び免除児の実態の把握並びに就学猶予免除の判定</p> <p>(3) 特別支援学校(級)入校(級)該当児童生徒の総合的検査及び調査並びに就学支援</p>	<p>坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 心身に障害のある幼児及び児童生徒(以下「心身障害児」という。)の教育に関して総合的で科学的な判断を行い適正な就学を図るため、坂井市心身障害児就学指導委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次の者のうちから坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員に欠員が生じた場合は、その補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第5条 委員会は、次の事項について調査指導する。</p> <p>(1) 心身障害児の実態の把握</p> <p>(2) 就学猶予及び免除児の実態の把握並びに就学猶予免除の判定</p> <p>(3) 特殊学校(級)入校(級)該当児童生徒の総合的検査及び調査並びに就学指導</p>

<p>(4) <u>特別支援教育に関する啓蒙</u></p> <p>(5) <u>小中学校や特別支援学校に就学した児童生徒等に対する就学支援などの助言</u></p> <p>2 委員会は、関係学校(幼稚園)に<u>児童生徒等の就学支援に必要な資料の提出を求める</u>ことができる。 (会議の招集)</p> <p>第6条 会議は、委員長が必要と認めたと<u>き招集し、委員長が議長となる。</u> (事務局)</p> <p>第8条 委員会の事務局を、教育委員会に置く。 (謝礼)</p> <p>第9条 医師には、<u>予算の範囲内で謝礼を支給する。</u> (その他)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(4) <u>特別支援教育に関する啓蒙</u></p> <p>2 委員会は、関係学校(幼稚園)に<u>心身障害児の就学指導に必要な資料の提出を求める</u>ことができる。 (会議の招集)</p> <p>第6条 会議は、委員長が必要と認めたと<u>き招集する。</u> (事務局)</p> <p>第8条 委員会の事務局を、教育委員会に置く。 (その他)</p> <p>第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会が別に定める。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の坂井市中心障害児就学指導委員会設置規則(以下「旧規則」という。)第2条第2項の規定により委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に改正後の坂井市教育支援委員会設置規則(以下「新規則」という。)
第2条第2項の規定により委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新規則第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第7条の規定により置かれた専門委員は、この規則の施行の日に新規則第7条の規定により置かれた専門委員とみなす。

議案第17号

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の
一部改正について

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部改正について、次の
とおり承認を求める。

平成26年6月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則（平成18年坂井市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

幼稚園保育料減免額

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有しない場合			
区 分	1人又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長園児（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長園児（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児（第3子）
生活保護世帯	49,500円	49,500円	49,500円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	13,000円	31,000円	49,500円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	49,500円	49,500円	49,500円
上記以外	—	25,000円	49,500円

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有する場合			
区 分		小学校1から3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から就	小学校1から3年生までの兄・姉を1人有し、同一世帯か

		園している場合の 最年長園児 (第2子)	ら2人以上就園し ている場合の左記 以外の園児及び小 学校1から3年生 に兄・姉を2人有し ている園児 (第3子以降)
生活保護世帯	—	49,500円	49,500円
当該年度に納付すべ き市民税が非課税と なる世帯	—	31,000円	49,500円
当該年度に納付すべ き市民税の所得割が 非課税となる世帯			
震災、風水害、火災そ の他これに類する災 害により損害を受け、 保育料の納付が困難 な世帯	49,500円	49,500円	49,500円
上記以外	—	25,000円	49,500円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

坂井市立幼稚園保育料の減免に関する規則(平成18年坂井市教育委員会規則第14号)新旧対照表

改正案(新)		現行(旧)	
別表(第2条関係) 幼稚園保育料減免額		別表(第2条関係) 幼稚園保育料減免額	
同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有しない場合			
区 分	1人又は同一世帯から2人以上就園している場合の最長園児(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次長園児(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子)
	49,500円	49,500円	49,500円
生活保護世帯	49,500円	49,500円	49,500円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	13,000円	31,000円	49,500円
	49,500円	49,500円	49,500円
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	49,500円	49,500円	49,500円
上記以外	—	25,000円	49,500円
減免の対象となる世帯	当該園児の順位	減免額(年額)	小学校3年生までの子(兄姉)がいない世帯
・生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子	13,000円	—
・当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	第2子	31,000円	22,000円
・当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	第3子以降	49,500円	49,500円
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	第1子以降	49,500円	49,500円
上記以外	第3子以降	49,500円	—

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有する場合	
区分	小学校1から3年生の兄・姉を1人以上有し、同一世帯から就園している場合の最長園児(第2子)
	小学校1から3年生までの兄・姉を1人以上有し、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
生活保護世帯	49,500円
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	49,500円
当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	31,000円
震災、風水害、火災その他これに類する災害により損害を受け、保育料の納付が困難な世帯	49,500円
上記以外	25,000円

備考 年度の途中で減免の決定をしたときは、この表に定める減免額(年額)を11で除して得た額に、減免を決定した月数を乗じて得た額(10円未満は切上げ)とする。

備考 年度の途中で減免の決定をしたときは、この表に定める減免額(年額)を11で除して得た額に、減免を決定した月数を乗じて得た額

(10円未満は切上げ)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

議案第18号

坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の
一部改正について

坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正に
ついて、次のとおり承認を求める。

平成26年6月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

事務取扱要領

補助金の分類	「制度補助」					
補助金等名称	坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金					
補助金交付の目的	私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るとともに、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立幼稚園に就園している幼児の保護者に対して補助金を交付する。					
成果	私立幼稚園入園の幼児の保護者の経済的負担の軽減が図れる。					
効果	保護者の経済的負担の軽減されることにより、私立幼稚園への入園がしやすい環境になる。					
補助事業者	市内に住所を有し市内の私立幼稚園に就園する幼児の保護者とし、当該私立幼稚園の設置者を間接補助事業者とする。					
団体の設立年月日 ※団体補助の場合のみ						
団体の活動目的 ※団体補助の場合のみ						
補助対象事業	私立幼稚園の入園料及び保育料					
補助対象経費	私立幼稚園の入園料及び保育料					
対象外の特例理由						
補助率 (補助金額)	当該年度に係る国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額の範囲内とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。					
算出根拠	国の幼稚園就園費補助限度額を基準に市立の幼稚園保育料の減免率を私立幼稚園が徴収する保育料に対応させて算出した減免額(別表)					
1/2を超える 場合の理由	国の幼稚園就園費補助限度額により対応させるため					
補助の開始及び終了 時期	開始時期	平成	年月日	終了時期	平成	年月日
					創設からの経過年数	年目
	終期が3年を超える又は継続の理由				創設時期	平成18年3月20日
交付申請書の 審査	提出期限	7月1日以降				
	添付書類	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類(幼稚園園則、保育料減免措置に関する調書等)				
	審査基準	1 事業目的、内容等が補助金の交付目的に適しているか。				
	交付方法	概算払い(幼稚園園則、保育料減免措置に関する調書等)				
	交付時期	補助金交付決定通知後				
状況報告書の 提出期限	該当なし					
実績報告書の 審査	提出期限	事業完了後速やかに				
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類(在園期間別減免対象人員内訳書)				
	審査事項	1 事業の成果が、交付申請時の目的を達成しているか。 2 事業実施に不必要な支出をしていない。				
所管課	教育委員会 学校教育課			担当者名	西 泰秀	内線(541)

平成23年4月1日 制定
 平成24年4月1日 一部改正
 平成24年4月1日 一部改正
 平成25年4月1日 一部改正
 平成26年4月1日 一部改正

別 表

1 補助対象となる世帯

私立幼稚園に入園の園児と生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者

- 1.生活保護法の規定による保護を受けている世帯
2. (1)当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯
(2)当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が非課税となる世帯
- 3.当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在)
 - ①16歳未満の扶養親族数×21,300円
 - ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円
- 4.当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在)
 - ①16歳未満の扶養親族数×19,800円
 - ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円
- 5.上記以外の世帯

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額のことです。

【改正前】

減免の基準となる額を次のとおり改正する。

2 減免の基準となる額

< 25年度 >

	減免の対象となる世帯の区分	当該園児の 順位	減免額(年額)	
			小学校3年生までの 子(兄弟)がいない世 帯	小学校3年生まで の子(兄弟)がいる 世帯
1	・生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子	133,000	
		第2子	156,000	145,000
		第3子以降	180,000	180,000
2	・当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 ・当該年度に納付すべき所得割が非課税となる世帯	第1子	116,000	
		第2子	147,000	131,000
		第3子以降	180,000	180,000
3	・当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が34,500円に①②を加えた額以下の世帯 (年齢は、前年12月31日現在) ① 16歳未満の扶養親族数×21,300円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	第1子	67,000	
		第2子	123,000	94,000
		第3子以降	180,000	180,000
4	・当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が171,600円に①②を加えた額以下の世帯 (年齢は、前年12月31日現在) ① 16歳未満の扶養親族数×19,800円 ② 16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	第1子	36,000	
		第2子	108,000	66,000
		第3子以降	180,000	180,000
5	上記区分以外の世帯	第3子以降	180,000	

※所得割課税額とは税額控除前（「住宅借入金等特別税額控除」の適用前）の額のことです。

【改正後】

2 減免の基準となる額

<従来条件:26年度改正案>

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有しない場合				
区 分		1人又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長園児 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次 年長園児 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している 場合の左記 以外の園児 (第3子)
1	生活保護世帯	180,000円	180,000円	180,000円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	116,000円	147,000円	180,000円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	67,000円	123,000円	180,000円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	36,000円	108,000円	180,000円
上記区分以外の世帯		—	90,000円	180,000円

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額のことです。

※入園料は、入園児に個別に1,000円加算する。

<新条件:26年度改正案>

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有する場合			
	区 分	小学校1から3年生の兄・姉を1人 有し、同一世帯か ら就園している場 合の最年長園児 (第2子)	小学校1から3年 生までの兄・姉を 1人有し、同一世 帯から2人以上就 園している場合の 左記以外の園児及 び小学校1から3 年生に兄・姉を2 人有している園児 (第3子以降)
1	生活保護世帯	180,000 円	180,000 円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	147,000 円	180,000 円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	123,000 円	180,000 円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	108,000 円	180,000 円
	上記区分以外の世帯	90,000 円	180,000 円

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額のことです。

※入園料は、入園時に1,000円個別に加算する。

議案第19号

坂井市公民館長の選任について

坂井市公民館長の選任について、次のとおり承認を求める。

平成26年6月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

平成26年度坂井市公民館長名簿

任期 平成26年7月1日～平成27年3月31日

公民館	氏名	住所	年齢	新・継	館長就任年月日	備考
丸岡公民館	本澤 尚人	上田町	62	新規	平成26年7月1日～	

議案第20号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成26年6月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫